

答 申 第 7 4 号
令和3年3月30日

青森県公安委員会 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会長職務代理者 森 雄 亮

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

令和2年9月25日付け青公委第81号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

猟銃等取扱講習会部外講師名簿等についての一部開示決定処分に対する審査請求についての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、審査請求の対象となった猟銃等取扱講習会部外講師名簿及び猟銃安全指導委員名簿の一部を不開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

審査請求人は、令和 2 年 6 月 23 日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成 11 年 12 月 青森県条例第 55 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定により、「猟銃等取扱い講習会における青森県内の講師と安全指導委員の名簿及び謝礼、講師になるための試験方法」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

(1) 実施機関は、本件開示請求に対して、猟銃等取扱講習会部外講師名簿、猟銃安全指導委員名簿及び「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の部外講師に対する報償費について」と題する文書を本件開示請求に係る行政文書として特定したが、当該文書の開示・不開示の判断に相当の日数を要することから、期限までに通知をすることが事務処理上困難であるとして、条例第 11 条第 5 項の規定により、決定通知の期限を令和 2 年 8 月 7 日まで延長することとし、令和 2 年 7 月 6 日、審査請求人に通知した。

(2) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として特定した文書について、次のとおり一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、令和 2 年 7 月 22 日、審査請求人に通知した。

ア 猟銃等取扱講習会部外講師名簿のうち、講師の氏名、生年月日、住所及び電話番号を条例第 7 条第 3 号及び第 5 号に該当するとして不開示とした。

イ 猟銃安全指導委員名簿のうち、猟銃安全指導委員の氏名を条例第7条第3号及び第5号に該当するとして不開示とした。

ウ 「猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会の部外講師に対する報償費について」と題する文書のうち、「決裁」欄の警部補以下の警察職員の印影並びに作成者の階級及び氏名を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした。

エ 猟銃安全指導委員の謝礼に関する文書並びに猟銃等取扱講習会における講師及び猟銃安全指導委員になるための試験方法に関する文書については、保有していないとして不開示とした。

3 審査請求

審査請求人は、令和2年8月28日、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関の上級行政庁である青森県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の一部を取り消し、猟銃等取扱講習会部外講師名簿及び猟銃安全指導委員名簿の不開示とされた部分の開示を求めるといふものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張している審査請求の理由は、審査請求書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る行政文書一部開示決定通知書では、開示をしない理由として、「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」とある。これらの部分が開示されたとしても、開示しない理由に記載された内容に該当しないと考えられ、また、理由に具体性がない。猟銃等所持者は公開されている。

別件の開示請求により青森県知事から開示を受けた令和2年度鳥獣保護管理員名簿（上北地域県民局管内）では、一部が不開示とされており不満ではあるが、氏名

は不開示とはされていない。

本件処分が開示を受けた猟銃等取扱講習会部外講師名簿では、氏名のほか住所等も不開示とされている。

本件処分が開示を受けた猟銃安全指導委員名簿は、名簿そのものに住所や生年月日の欄がないのも不当である。

よって、本件処分は不当であり、猟銃等取扱講習会部外講師名簿及び猟銃安全指導委員名簿の不開示とされた部分の開示を求める。

(2) 弁明書における実施機関の説明は、審査請求の趣旨及び理由に対して何ら理解のできない言い訳に終始している。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分の理由は、弁明書によると、おおむね次のとおりである。

1 猟銃等取扱講習会部外講師名簿の一部を不開示とした正当性について

(1) 条例第7条第3号該当性について

猟銃等取扱講習会部外講師については個人であり、不開示とした猟銃等取扱講習会部外講師に係る氏名、生年月日、住所及び電話番号については、条例第7条第3号に規定する個人に関する情報で、公にすることにより特定の個人を識別することができるものである。

また、同号ただし書イ、ロ、ハのいずれにも該当しないため不開示とした。

(2) 条例第7条第5号該当性について

猟銃等取扱講習会部外講師は、その全員が危険物である猟銃等の所持者であり、氏名等の情報を公にすることにより、当該講師等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示とした。

2 猟銃安全指導委員名簿の一部を不開示とした正当性について

(1) 条例第7条第3号該当性について

猟銃安全指導委員は、特別職の非常勤の地方公務員に当たるが、全国的に氏名等について非公表とされているため、その氏名は、同号ただし書イに該当せず、職務の遂行に係る情報には当たらないので、同号ただし書ハにも該当しない。また、同号ただし書ロにも該当しないため不開示とした。

(2) 条例第7条第5号該当性について

猟銃安全指導委員については、その全員が危険物である猟銃等の所持者であり、その氏名を公にすることにより、当該委員等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど、公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、不開示とした。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

2 本件審査請求の対象となった行政文書について

(1) 本件開示請求に係る行政文書のうち、本件審査請求の対象となったものは、次に掲げる文書である。

ア 猟銃等取扱講習会部外講師名簿（以下「本件対象文書1」という。）

イ 猟銃安全指導委員名簿（以下「本件対象文書2」という。）

(2) 実施機関は、本件対象文書1及び本件対象文書2について、条例第7条第3号及び第5号に該当するとして、その一部を不開示としているので、以下、文書ごとに不開示情報該当性を検討する。

3 本件対象文書1について

(1) 本件対象文書1の内容について

本件対象文書1は、令和2年4月1日時点での猟銃等取扱講習会部外講師11名の名簿であり、表題を除いた名簿部分は、「警察署」、「氏名」、「生年月日」、「住所」、「電話番号」及び「講師認定団体」の各欄により構成され、個人ごとに通し番号が付されている。

(2) 実施機関が不開示とした部分について

実施機関は、本件対象文書1の名簿部分のうち、全ての猟銃等取扱講習会部外講師の「氏名」欄、「生年月日」欄、「住所」欄及び「電話番号」欄の記載内容部分（以下、これらの部分を併せて「本件不開示部分1」という。）を条例第7条第3号及び第5号に該当するとして不開示としている。

以下、本件不開示部分1の不開示情報該当性について検討する。

(3) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号の趣旨

(ア) 条例第7条第3号は、個人に関する情報の不開示情報としての要件を定めており、同号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（中略）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定し、これらの情報については、原則として不開示とすることとしている。

(イ) 条例第7条第3号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（ただし書イ）、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」（ただし書ロ）又は「当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名（警察職員（中略）の氏名を除く。）及び当該職務遂行の内容に係る部分」（ただし書ハ）に該当する場合は、開示すると規定している。

イ 条例第7条第3号本文該当性

当審査会において本件対象文書1を見分したところ、本件不開示部分1には、1行ごとに猟銃等取扱講習会部外講師に選任された者の氏名、生年月日、住所及び連絡先電話番号が記載されていると認められる。

よって、本件不開示部分1は、猟銃等取扱講習会部外講師に選任された者の当該個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ウ 条例第7条第3号ただし書該当性

(ア) 条例第7条第3号ただし書イ該当性

関係する法令又は条例において、本件不開示部分1に含まれる猟銃等取扱講習会部外講師の氏名や住所といった情報の公開を義務付けるような趣旨の規定は存在しない。

また、実施機関では、ホームページにおいて猟銃等取扱講習会の開催日時や受講手続について周知しているが、猟銃等取扱講習会部外講師の氏名等の情報は明らかにしておらず、本件不開示部分1の情報が広く一般に公表されている事実は確認できない。

よって、本件不開示部分1は、ただし書イに該当しない。

(イ) 条例第7条第3号ただし書ロ該当性

本件不開示部分1が、条例第7条第3号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

(ウ) 条例第7条第3号ただし書ハ該当性

猟銃等取扱講習会部外講師は、諮問実施機関から猟銃等取扱講習会の開催に関する事務の委託を受けた者であって、地方公務員の身分を有しないから、本件不開示部分1は、ただし書ハには該当しない。

エ 部分開示の可否について

本件不開示部分1の情報は、いずれも条例第8条第2項に規定する特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分に該当することから、部分開示をすることはできない。

オ 以上から、本件不開示部分1は、条例第7条第3号に該当し、同条第5号該当性について検討するまでもなく、不開示となる。

4 本件対象文書2について

(1) 本件対象文書2の内容について

本件対象文書2は、平成30年7月1日に諮問実施機関が委嘱した猟銃安全指導委

員35名の名簿であり、表題を除いた名簿部分は、「No.」、「管内」、「氏名」及び「新規・再任」の各欄で構成されている。

(2) 実施機関が不開示とした部分について

実施機関は、本件対象文書2の名簿部分のうち、全ての猟銃安全指導委員の「氏名」欄の記載内容部分（以下「本件不開示部分2」という。）を条例第7条第3号及び第5号に該当するとして不開示としている。

以下、本件不開示部分2の不開示情報該当性について検討する。

(3) 条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条第5号の趣旨

条例第7条第5号は、不開示情報としての要件について、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」と規定している。

この規定は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧、捜査等の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、本号に該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否か、すなわち「相当の理由」があるか否かについて審理・判断するのが適当であるという趣旨によるものである。

イ 当審査会において本件対象文書2の内容を見分したところ、本件不開示部分2には、1行ごとに猟銃安全指導委員に委嘱された者の氏名が記載されており、これを公にした場合、名簿部分の「管内」欄の記載内容から明らかとなる活動区域の情報と、一般に入手可能な電話帳等で公開されている情報とを照合することにより、当該個人が居住する住所地を特定することが可能となるものと認められる。さらに、猟銃安全指導委員が、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第28条の2の規定により、継続して10年以上猟銃の所持の許可を受けている者の中から委嘱されることからすると、本件不開示部分2を公にした場合、当該猟銃安全指導委員が所持する猟銃等の保管場所の特定にまで至る可能性があると考えられる。

ウ このため、本件不開示部分2を公にすると、猟銃の入手を企図する者が、猟銃安全指導委員が所持する猟銃の保管場所を知り得ることとなり、保管場所への不

法な侵入や猟銃安全指導委員から猟銃を強奪するなどの犯罪行為を招くおそれがあると認められる。

エ 上記を踏まえると、本件不開示部分2を公にすることにより、猟銃安全指導委員等に対する犯罪行為を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするなど公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が判断したことには、相当の理由があると認められる。

よって、本件不開示部分2は、条例第7条第5号に該当する。

(4) 以上から、本件不開示部分2は、条例第7条第5号に該当し、同条第3号該当性について検討するまでもなく、不開示となる。

5 結論

以上のとおり、本件不開示部分1は条例第7条第3号に、本件不開示部分2は同条第5号に該当すると認められ、いずれも不開示とすることが妥当であるので、「第1審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
令和2年9月25日	・ 諮問実施機関からの諮問書を受理した。
令和2年10月1日	・ 実施機関からの弁明書を受理した。
令和2年10月29日	・ 審査請求人からの反論書を受理した。
令和2年12月18日 (第116回審査会)	・ 審査を行った。
令和2年12月22日	・ 諮問実施機関に対して書面の提出要求を行った。
令和3年1月14日	・ 諮問実施機関からの書面を受理した。
令和3年1月22日 (第117回審査会)	・ 審査を行った。
令和3年2月16日 (第118回審査会)	・ 審査を行った。
令和3年3月18日 (第119回審査会)	・ 審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
加藤 徳子	消費生活アドバイザー	
香取 真理	公立大学法人青森公立大学経営経済学部教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文社会科学部准教授	
竹本 真紀	弁護士	会長 (本件審査回避)
森 雄亮	弁護士	会長職務代理者

(令和3年3月30日現在)